

PCT、マドリッド、ハーグの各制度は、それぞれ特許、商標、意匠を海外で取得する際の有効なツールです。これら制度を活用して知財活動の充実を図っている企業にWIPO日本事務所がお話を伺います。

今回ご紹介するのは、大王製紙のハーグ制度活用事例です。大王製紙は、総合製紙メーカーとしてのコーポレートブランド、そして強いブランド資産と育成力を備えたブランド力を、フレキシブルな生産体制と新しい価値を生み出す商品開発力で維持しています。大王製紙のハーグ出願では、トルコなどの無審査主義国に加えて、ロシアや韓国^{*}などの審査主義国も指定しています。

企業名：大王製紙株式会社

(Daio Paper Corporation)

本社所在地：東京都千代田区、愛媛県四国中央市

設立：1943年5月5日

資本金：539億円（2021年3月31日現在）

従業員数（連結）：1万2658人（2021年3月31日現在）



画像提供：大王製紙株式会社

—まず、御社の海外意匠権の取得方針（戦略）について概要を教えてください。

また、当該方針（戦略）と照らし合わせて、ハーグ制度について特にメリットを感じるどころや、利用した感想をお聞かせください。

大王製紙：当社では急速なグローバル事業展開に対応するために、グローバル市場での知財力強化の観点から対象意匠ごとに、各国での競合他社の登録状況や模倣品の存在、将来的な商品展開について関係部門と相談しながら最適な出願方法、出願国を選定しています。

ハーグ制度については、コスト面や課題点などメリット・デメリットを考慮し、日本加盟後の早期から活用しています。加盟後早期段階では、拒絶通知公開などのデメリットに鑑み、無審査主義国および当社内での意匠調査結果において懸念がないと判断した国への出願を中心に利用していました。しかし、当社が通常パリルートで出願していた国も加盟してきたことから、コスト削減効果や手続きの簡素化などメリットが大きいと感じ、近年は審査主義国での利用も行っています。

—次に、ハーグ制度をご利用になった意匠を取り上げていただき、差し支えない範囲でご利用内容をお聞かせください。また、どのような目的で、実際どのような国を指定されたか、かつご利用しての感想などもご教示ください。

大王製紙：

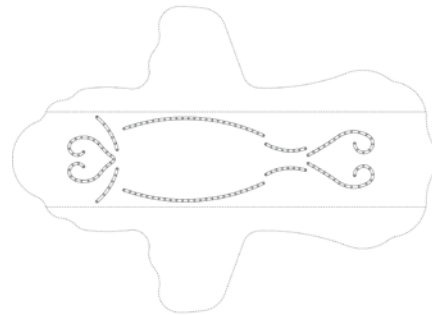
① 国際登録番号DM/204757

- ・ロカルノクラス：02-01
- ・指定国：UA、TR、RU、KR
- ・Indication of products：Disposable diaper

使い捨ておむつのデザインです。使い捨ておむつは中国をはじめとするアジア諸国およびロシア周辺国で模倣品が散見されます。将来の事業展開や競合他社品の占有市場への牽制^{けんせい}および模倣品対策のためにハーグ制度を使用して、アジア諸国およびロシア周辺国のハーグ加盟国を指定して



国際登録番号DM/204757および該当商品パッケージデザイン



国際登録番号DM/208477および該当商品パッケージデザイン
 画像提供：大王製紙株式会社

出願しました。さらにハーグ未加盟のロシア周辺国や中国等へはパリルートで出願しています。

トルコなど登録後に登録通知を送付しない加盟国も複数ありますが、今後、登録通知をいただけるようになれば管理がしやすくなると思います。

② 国際登録番号DM/208477

- ・ロカルノクラス：24-04
- ・指定国：TR, MN, RU, KR
- ・Indication of products：Sanitary napkin

生理用ナプキンのデザインです。生理用ナプキンは中国をはじめとするアジア諸国に模倣品が散見されます。そのため、将来の事業展開や競合他社品の占有市場への牽制目的でハーグ制度を使用して、使い捨ておむつ同様、アジア諸国およびロシア周辺国のハーグ加盟国を指定して出願しました。その他、パリルートで中国・アセアン諸国などへの出願もしています。

指定国にロシアが含まれていますが、現時点では複数意匠一括出願ができないものもあるため、今後の対応を期待します。

——最後に、今後の展望、ハーグ制度への期待、制度未利用者へのアドバイス等をお聞かせください。

大王製紙：当社の製品は中国をはじめとするアジア諸国および中東エリアで模倣品が散見されます。こうした国々がハーグ協定に加盟することになれば、複数国へ同時に出願したり、複数意匠を一括でまとめて出願したりすることができるため、模倣品対策や競合他社への牽制に役立つ意匠権を効率よく取得可能になるはずです。そうなれば、当社のもとより、制度を利用していなかったユーザーの利用促進にもつながるのではないのでしょうか。

※ 韓国ではロカルノクラスの第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類、第19類に属する意匠については、実質無審査となります。

https://www.wipo.int/edocs/hagdocs/en/2014/hague_2014_1.pdf

https://www.wipo.int/edocs/hagdocs/en/2020/hague_2020_35.pdf